

こども・若者アイデアポータル構築事業委託業務仕様書

1. 業務名

こども・若者アイデアポータル構築事業

2. 業務概要

令和5年4月に施行されたこども基本法において、都道府県に対し、こども施策の策定・実施・評価に当たり、こどもの意見を反映することが義務付けられた。これを踏まえ、こども・若者が意見を表明しやすい環境の実現に向け、「県の施策やこどもの権利等についての分かりやすい情報発信」、「気軽に・匿名で意見を投稿できるフォーム」、「相談窓口等を容易に検索できるコンテンツ」等を備え、こどもたちが日常的にアクセスすることを想定した、こども向けポータルサイトを構築する。

3. 期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(ただし、ポータルサイトオープン: 令和7年12月とする)

4. 業務の内容

- (1) 以下の業務を行うこと。業務の実施にあたっては、随時県と十分な調整を図りつつ行うこと。
- (2) 業務の実施にあたって、受託者は作業実施計画書(案)及び作業実施要領(案)を作成し、契約締結後速やかに県へ提出し、承諾を受けること。

4.1 サーバー環境の構築

本業務の実施にあたっては、徳島県の庁内サーバーを使用するため、庁内サーバー管理者と十分に協議を行いながら業務を実施すること。また、セキュリティについては県の指針を厳守し、セキュリティを確保できる体制とすること。

4.2 サイト構築

ア. サポートOS

Windows・MacOS・Android・iOS 構築時点で最新のもの

イ. サポートブラウザ

Firefox・Chrome・Apple(Safari)・Edge 構築時点で最新のもの

ウ. ユーザビリティ

サイト閲覧者がストレスなく閲覧できるように配慮したデザインにすることとし、ビジュアルで分かりやすいものとする。

なお、スマートフォンでの閲覧を考慮したレスポンスウェブデザインにすること。

エ. ウェブアクセシビリティ

徳島県HPが目標とする、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠すること。ただし、外部から提供されたサービス及び付随するコンテンツ又はウェブページ、画像及び動画等は対象外とする。

オ. CMS について

導入する CMSは Tokushima CMS(Bay Berry)とする(申出により、参加申込より企画提案書提出までの間、Tokushima CMS の試用が可能)。

なお、最新の情報を迅速に提供するため、県と協議の上、サイト運営の専門的な知識がない人でも情報更新を行うことができるようにすること。

カ. ドメインについて

ドメインについては、県が提供するサブドメインを利用すること。

4-3 新サイト設計

(1) ポータルサイトに要求する事項

新サイト設計案の作成にあたっては、次の事項に配慮して作成すること。

【前提】

- ①本事業で構築するポータルサイトの主な訴求対象は、小学生から中学生程度とする。
※以下、本仕様書に示す「こども」は、小学生から中学生を指すこととする。
- ②ポータルサイトのデザインは、PC、タブレットからのアクセスに対応できるものであることのほか、スマートフォンからのアクセスに適合した画面デザインであること。
- ③令和8年度以降、カテゴリー分類やコンテンツ等の追加を予定していることから、これに必要な領域を十分確保すること。
- ④他自治体のサイト等から、作成した方が良いページ等があれば提案すること。
- ⑤ポータルサイトの名称等については、業務開始後に県と協議の上決定するものとし、権利関係の調査及び必要な対応は、受託者の責任において実施するものとする。
- ⑥ポータルサイトの制作プロセスにおいて、アンケートやヒアリング等を実施するなど、こどもの意見やアイデアを反映させること。

【全般】

- ⑦親しみやすい(直観的、デザインの、遊び仕掛け的)UIであること。
- ⑧障がいをもつこどもや外国人のこどもなど、さまざまなこどもに配慮する工夫がされていること。
- ⑨親子で楽しむことができる工夫がされているものであること。
- ⑩繰り返しサイトを訪れるよう日常的に利用できるコンテンツやデザインとすること。
- ⑪こどもが楽しめるコンテンツ(ゲームやクイズ、コミュニケーション(情報共有・交換)、民間連携(キャラクターとのコラボ等)等)を備えていること。
- ⑫別途構築している一般ユーザー向けの県ホームページの各コンテンツと、ポータルサイトの内容が関連する場合、県ホームページの各コンテンツへのリンクを設けること。
- ⑬学校からこどもに配布されている1人1台端末以外からもアクセスがしやすいように、検索エンジンにおいて、わかりやすく検索できるよう配慮すること。

【意見投稿】

- ⑭ポータルサイト内に、こどもが匿名で回答できる意見投稿フォームおよびアンケート機能を設けること。投稿された意見やアンケート集計結果を、県担当者が CSV 形式等により出力できるようにすること。(開設後、定期的な意見募集、アンケートの実施を予定している。)
- ⑮投稿した人の年代や傾向が把握できるよう、HPへのアクセス分析を行えるようにすること。

【情報発信】

- ⑯県の施策(特にこどもに関係するもの)について、わかりやすく紹介すること。なお、基礎情報については、県側が提供するものとする。
- ⑰徳島県庁の仕事についてわかりやすく紹介すること。なお、基礎情報については、県側が提供するものとする。
- ⑱こどもの相談内容に応じた県内の相談窓口等を紹介する仕組みを設けるとともに、検索が容易にできること。なお、相談窓口の情報については県側が提供するものとする。

(2) ユーザビリティ要件

受託者は以下のユーザビリティ要件を十分留意すること。なお、利用者の主な年齢は小学生から中学生を想定している。

①理解性、習得性、機能適合性

- ・どのような情報が提供されているか、何をすればよいかが直感的に理解、習得できる画面構成にすること。
- ・利用者ニーズを満たす十分なコンテンツ又は機能が用意されており、操作に必要な情報が同一画面内に配置されていること。
- ・無駄な情報、装飾及び機能を排し、簡潔で分かりやすく、感性的・美的側面も十分に考慮された画面にすること。
- ・十分な視認性のあるフォント及び文字サイズを用いること。(文字サイズについては、利用者側の環境の設定で拡大等が可能なものとする。)
- ・利用者がスマートフォンやタブレットなど多様な端末でアクセスした際に、画面サイズに応じ最適化されたレイアウトで表示すること。

②効率性、最適性(操作のしやすさ、分かりやすさ)

- ・無駄な手順(ひとつのまとまった作業に複数の画面を行き来しなければならない等)を省き、最小限の操作、入力等で利用者が作業できるようにすること。
- ・画面上で入出力項目のコピー及び貼り付けができること。

③指示や状態の分かりやすさ

- ・操作の指示、説明、メニュー等には、利用者が正確にその内容を理解できる用語を使用すること。
- ・検索画面等において、必須入力項目と任意入力項目の表示方法を変える等、各項目の重要度を利用者が認識できるようにすること。
- ・色の違いを識別しにくい利用者(視覚障がいのかた等)を考慮し、利用者への情報伝達や操作指示を促す手段はメッセージを表示する等とし、可能な限り色のみで判断するようなものは用いないこと。

④デザイン・操作感の統一

- ・トップページを基本として、2段階層以下においても同様の色調等に準拠し、WEBサイトとして統一感を出すものであること。
- ・初めての訪問者でも容易かつ直感的に操作できるよう、操作性及びデザイン性に配慮すること。
- ・その他、県側との調整に基づき必要な対応を行うこと。

⑤エラーの防止と処理

- ・利用者が操作、入力等を間違えないようなデザインや案内を提供すること。
- ・入力内容の形式に問題がある項目については、それを強調表示する等、利用者がその都度、その該当項目を容易に見つけられるようにすること。
- ・重要な処理については事前に注意表示を行い、利用者の確認を促すこと。
- ・エラーが発生したときは、利用者が容易に問題を解決できるよう、エラーメッセージ、修正方法等について、分かりやすい情報提供をすること。

4.4 新サイトにおける機能開発

本サイトは、PC、タブレット、スマートフォンでの利用を想定しているため、利用者向けの画面において、下記の機能を全て問題なく利用できるようにすること。

①記事や地図掲載機能

- ・投稿する記事上で地図(google map 等)の埋め込みを行えるようにすること。

②サイト内情報が検索できる機能

サイト内のコンテンツを全文検索できること。テキストだけでなく添付ファイルも検索結果に表示されること。また、検索結果には、広告などの無関係な情報を表示しないこと。

③意見投稿及びアンケート機能

こどもが匿名で回答できる意見投稿フォーム及びアンケート機能を設置すること。投稿された意見やアンケートの集計結果を、県担当者が CSV 形式等により、出力できるようにすること。

④問合せ機能

サイト内に問合せフォームを設置すること。問合せ内容などはシステムで管理することができ、問合せ後の対応状況として、県担当者が対応履歴を追記できること。対応後に「対応済」といった状態にステータスを変更できること。

⑤アクセス権限を設定できる機能

管理画面ユーザーごとに権限を設定できるようにすること。

例1) 同一権限内での編集

県〇〇課が作成した記事は、〇〇課のアカウントでのみ編集できる。

例2) 上位権限の編集権限

委託業者が作成した記事はシステム管理者である県担当者も編集することができる。

4.5 マニュアルの作成等

一連の操作方法を解説する操作マニュアルの作成等を実施すること。

①マニュアルの作成

CMS操作等を解説する操作マニュアルを作成すること。

また、作成にあたってはイラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。

②その他のサポート等

契約期間中の運用や操作等のサポートを行うこと。

4.6 新サイト公開準備

新サイトの公開は令和7年12月とし、公開にあたっては、開始時期や公開後の作業内容について、県と十分に協議を行うこと。

4.7 運用開始後の対応

- ①障害に関する受付窓口を設けること。連絡方法、受付時間及び対応時間は、原則次のとおりとする。ただし、システム停止等の緊急性を伴う障害については、24時間365日受付及び対応を行うこととし、緊急連絡先を確保すること。

連絡方法	受付時間	対応時間
電子メール	24時間365日	(平日・休日)9:00～17:00
電話	(平日・休日)9:00～17:00	

- ②障害等が発生した旨の連絡を受けてから迅速に電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。
- ③障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は逐次速やかに県の担当者へ連絡すること。また、利用者向けに適切な障害情報の発信が可能な仕組みを設けること。
- ④障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理すること。
- ⑤システム稼働後1年間のシステム瑕疵については、技術的問題点の調査及び必要なプログラム修正等を実行し、関連するドキュメント類の修正も行うこと。

5 納品物及び検査完了条件

(1) 納品物

次に掲げるものについて、電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)で納入すること。

- ①基本設計・システム要件に関わる資料一式
- ②運用等に必要な操作マニュアル
- ③HTML ファイル、CSS ファイル、イメージファイル等コンテンツを構成するファイル
- ④その他、DB に格納されているデータ。なお、出力形式は CSV を原則とする。
- ⑤コンテンツを構成するファイルのディレクトリ構造及び DB から CSV として出力したデータの各カラムについての説明書
- ⑥その他本業務で生じた資料のうち県が指示する資料一式

(2) 検査

- ①新サイトの運用開始は令和7年12月とし、それまでに県による動作確認は完了させておくこと。
- ②令和8年3月31日までにすべての業務を完了した上で、5(1)で定める納品物を提出し、県の実施する検査に合格したことをもって業務完了とする。

6 その他留意事項

- (1) 本委託業務において、制作された著作物の所有権、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)、知的財産権及びその他一切の権利は、県に帰属するものとする。ただし、受託者のビジネスモデル及びノウハウ、システムに属するものを除く。
- (2) 受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に許諾を取得すること。
- (3) 本仕様書は業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、県と協議により決定すること。
- (4) 県の個人情報保護条例及びセキュリティポリシーを遵守すること。
- (5) 本業務の実施にあたり、仕様に定めのない事項については、都度、県と協議を行うこと。